

戦間期国際法思想のその思想史的文脈

西村 邦行（南山大学）

はじめに

『法と力——戦間期国際秩序思想の系譜』で著者の西平等が達成しようとしている目的のひとつは、〈国際政治学的思考〉が国際法学の内部から立ち現れてきた流れを明らかにすることである。当為（法）と存在（力）の峻別を旨とする法実証主義こそが国家行動の法的な規制可能性を説き、むしろ反実証主義の方がその困難を訴えた——国際紛争の裁判可能性をめぐる戦間期の言説が描いた構図は、自然法対実定法という国際法思想史の標準的な図式からは歪な捩れとも見える。しかし、まさにこの緊張関係から、モーゲンソー（Hans J. Morgenthau）やカー（E. H. Carr）の〈国際政治学的思考〉が生まれた。国際法の潮流を否定することによってではなく、その内部で興っていた動態性への関心がある閾値を超えたところに、固有な名称を与えるべき思维様式が形をとることとなった。「力」の要素を取り込んだ国際法秩序を構築しようとする戦間期国際法学の中から、モーゲンソーやE・H・カーの国際政治学的思考が形成されたことを示すのが、本書の「自然法論対実証主義と異なる視角の導出および戦間期国際法論の国際法思想上への定位に並ぶ」第三の目的である。……リーガリズム（法万能主義）を信奉する国際法学の否定によって国際政治学が成立したのではなく、法の限界に思索をめぐらす国際法学の中から、国際政治学的思考が誕生したのである¹⁾。

ひとまず以上のように要約しようと思われるこの議論は、理想主義対現実主義の枠組みで戦間期の言説を読み解くことに異議を唱えてきた国際政治学の動きとも、かなりの程度まで整合する面を持つ²⁾。ただ、西自身はそうした政治学上の動きに当て嵌めて自身の論述が読まれることを好まないかもしれない。西はこれまでも自覚的に法学の内部に止まろうとしてきたように思われる³⁾、現実主義対理想主義というこの枠組みに対しても、本人の分析対象であるところの思潮が自らを表現するために編みだしたものとして距離をとっている。巨大に過ぎて粗雑な枠組み——自然法対実証法というものそのひとつかもしれない——では見落とされてしまうものをこそ、西は掘り起こしたいようにも見える。

にも拘わらず、以下では敢えて、そうした枠組みに目を向けてみたい。それらの仮構を通じて

-
- 1) 西平等『法と力——戦間期国際秩序思想の系譜』名古屋大学出版会、2018年、7頁～8頁、強調は原文。以降、同書からの引用は、頁数を括弧書きで示すことにより書誌情報の記載に代える。
 - 2) 先駆的な研究として、デイヴィッド・ロング／ピーター・ウィルソン編『危機の20年と思想家たち——戦間期理想主義の再評価』宮本盛太郎／関静雄監訳、ミネルヴァ書房、2002年。
 - 3) 本稿著者の見る限りでこの点がうかがえるのは、西平等「大竹弘二著『正戦と内戦 カール・シュミットの国際秩序思想』」『国際法外交雑誌』110-1、2011年、121-125頁。

何が問われていたかを考えることもまた、その修正と同様な意味を思想史研究上で持つように思われる。このようなアプローチをとることには、厳格に射程を定めた議論に外部から言いがかりをつける恐れもないではない。ただ、法学者ならざる本稿著者としては、不案内な法律論に分け入るよりもその外部との対話を促すことの方に、自身が為しうる仕事の余地を見る。小論の目的は、西が展開している個々の議論を批評するというより、西の知見を手掛かりとしてさらにどのような考察が可能なのか、そのひとつの方向性を探ることにある。〈国際法学的思考〉から〈国際政治学的思考〉へという形で描かれる流れがあるとして、その両端にある領域をともに包み込むより大きな文脈を定位することも考えられうるというのが、この方向性の指し示すところである⁴⁾。

1 モーゲンソーをどの文脈に位置づけるべきか

国際政治学の源泉を国際法学に見いだすうえで、西は次のように述べる。「国際政治学的思考が、その「リアリスト」的観点によって批判し克服しようとした主要な対象のひとつは、間違いなく国際法学である」(18頁)。これはそのとおりだろう。ただ、その国際法学自体も、より大きな問題の一部だったということはないのだろうか。草創期の国際政治学者たちは、法万能主義を批判した。その際に彼らは、法学における既存の対話から法実証主義批判を借りだした。しかし、そこで彼ら（の内でも法学を生業としたわけではない人々）が行おうとしたのは、法学の専門的なやりとりに加わることだっただろうか⁵⁾。法万能主義自体もさることながら、それを受け入れる時代精神こそが懸念の対象ではなかったか。

この可能性を考えるうえで手掛かりとしたいのは、草創期の国際政治学者たちが古典派などと呼ばれ、歴史（学）的思考を重視したとされてきた事実である。西は、彼らの歴史認識を（捨象はしないにしても）より抽象的な論理が構築される際の補助線という程度に捉えている。けれども、彼らは、ある種の思想家であると同時に思想史家でもあった。

草創期の国際政治学者たちが思想史家でもあったという論点については、西も等閑に付しているわけではない。トゥキユディデス、マキアヴェッリ、ホップズなどといった思想家によって現

4) 言い換えると、この作業は、著者が国際法学の中から国際政治学が生まれたというときの、その内／外という区別にどういう意味があるのかを問いなおすものである。ゆえに本稿でも、〈国際政治学的思考〉および〈国際法学的思考〉の語には、著者自身が付していない括弧を加えている。ただ、本稿でも既に法学の内部／外部といった言葉を使用し、本稿自体を法学の外からの応答と自らを位置づけたように、こうした区分が全面的に取り除かれるべきものだと本稿著者も思わない。以下では、どこまでの越境が許されるのか、その妥当性の範囲を探りたい。

5) このように述べた場合、当時既に専門的な領域としての法学が確立されていたと言えるのか、一般に学問の専門分化がどの程度まで進展していたと言えるのかは、問題になるだろう。少なくとも前者の点について本稿著者は不案内であるため、ここでは西にしたがって、一定の独立した領域としての法学が存在したという前提で叙述を進めている。ただ、ひるがえって、そうした独立領域が存在しなかったのだとすれば、本稿著者が投げかけている問いには、その前提の部分で否という答えが提出されることになるだろう。差しあたり以下のカーに関して問題となるイギリスの場合に、専門化の進展が社会全般でどのような歩みを辿ったかについては、Harold Perkin, *The Rise of Professional Society: England since 1880*, Routledge, 1989.

実主義が生みだされ、それをカーやモーゲンソーが受け継いだというのではない。むしろ同時代における既存の論理とは異なる秩序構想を提示する中で、カーやモーゲンソーといった人々こそが思想史の系譜を分節していったのだ。そう西は述べている（16-17頁）。これもやはりそのとおりだろう。正確を期すならば、この一連のラインナップ自体もカーやモーゲンソーの創作ではない⁶⁾。とりわけ早い時期の著作で彼らは、——著者自身もたとえばモーゲンソーのホップズ解釈に触れて留保しているように（193頁）——マキアヴェッリやホップズに批判的な言葉を投げかけてもいた。それでも彼らが何名かの思想家を挙げながら特異な伝統を仮構したのは確かである。そのうえでいま問いたいのは、では彼らはなぜ、そうした伝統を創りあげなければならなかったのか、ということである。ここでのなぜは、新たな学術分野を権威づけるため、といった回答を期待する問いではない。仮に権威づけが目的であったにしても、なぜそのための道具は思想的伝統でなければならなかったのか、それがここで問おうとしている問題である。

この点、昨今の研究に照らすと、モーゲンソーたちの議論において賭けられていたのは、独特な文明史に根ざす世界像であったと言いうる。彼らはトゥキウディデス—マキアヴェッリ—ホップズで語られるような伝統を創出していたわけではなかった。だとしても、固有なヨーロッパ史像をうち立ててはいた。通俗的な学説史解釈において、ウェストファリア史観の原型とされてきたものがそれである。国際社会の無政府的な構造は永らく変わってきておらず、戦争の原因を分析し抑止策を考えるうえでまずはこの構造を前提に考えねばならないというときに持ちだされる、あの歴史像のことである。ただ、彼らが提示していたのは、あくまでその原型であった。彼らが見た近代ヨーロッパは、永続する無政府的な場の起源などではなかった。むしろ、17世紀から18世紀という時期には、上位政府のない場でも宮廷外交を通じ貴族的道徳が広まっており、それが国際関係の超国家的な土台を提供していた。それが、彼らが提示していた意味でのウェストファリア史観だった⁷⁾。

この歴史像は、固有な政治思想的ないしイデオロギー的な含意を伴うものであった。この関係でしばしば引き合いにだされるのがカール・シュミットである。戦間期の法思想を分析するうえで見落としがたい重要性を持つ彼の名は、本書でももちろん折に触れて挙げられている。ただ、彼とモーゲンソーのあいだに直接的な影響関係があったかどうかは、研究の進展とともに論争的なものになってきている⁸⁾。議論の軸がぶれるのを嫌ってか、西もこの点について込み入った検討は避けている。そのような形で論点を取捨選択すること自体は妥当だろう。しかし、個々の論点は措くとしても、ともあれ影響関係が取り沙汰されるようなふたりの思惟様式の近さについて

6) 拙稿「歴史を飼い馴らす——トゥキウディデス—マキアヴェッリ—ホップズという語り」葛谷彩／小川浩之／春名展生編『国際関係の系譜学』晃洋書房、2021年刊行予定。

7) たとえば、Nicolas Guilhot, *After the Enlightenment: Political Realism and International Relations in the Mid-Twentieth Century*, Cambridge University Press, 2017; Alison McQueen, *Political Realism in Apocalyptic Times*, Cambridge University Press, 2018, ch.5.

8) たとえば、西が引いているショイアーマン（William E. Scheuerman）も、当初シュミットとの近さを強調していたが、その後は戦間期にモーゲンソーが従事していた労働法実務の影響をより重く見るようになった論者のひとりである。

は、さらに目が向けられてよいのかもしれない。上記のようなヨーロッパ史像を持ちだすとき、両者がともに抱えていたのは、国民国家が奪い去った世界に対するある種の憧憬ではなかったか。

アメリカへ移ったモーゲンソーが、やはり法学的な基盤を共有していたわけではないニーバーなどと共鳴することになったとすれば、それもこうした思想史的問題意識に拠るところが大きかったはずである⁹⁾。あるいは、モーゲンソーがシュトラウスやアーレントと具体的な人的関係も通じて知的な交流を維持していたという事実も、同じ土台を背景に据えてこそ説明がつく面があるのではないか。彼らがみなシュミットの政治神学を共有していたというような議論をここで展開したいわけではない。ただ、その政治神学論を通じて問題とされていた相対主義の風土、あるいはヨーロッパがそうした相対主義の時代へと下るように没落を経てきたという意識は、彼らに共通に見られたものであった¹⁰⁾。

西が規定するところの〈国際政治学的思考〉の特質を解き明かすのに、戦間期ヨーロッパ法学の流れが関連性の大きい文脈であった点は、およそ疑いを入れがたい。ただ、それはどこまで決定的な文脈だったのだろうか。西の解釈において、モーゲンソーの政治紛争論を従来の国際法学から分け隔てるのは、非合理的な力への着目だとされる(182頁以下)。そのうえで西は、自己保存を功利計算から捉えてきた近代以来の国家論とそれを非合理的欲動と捉えたモーゲンソーの議論とを対置する形で、当時の思想状況を描いている(194頁以下)。ところで、その非合理的な力を論ずる際にモーゲンソーが用いる権力への渴望 *lust for power/animus dominandi* という語は、アウグスティヌスからの借用ないし翻案であった。(此岸の)非合理的な人間のあり方をめぐる思索とより超越的なものを追い求める意識とは、モーゲンソーの内て表裏一体だったように見える。非合理的なものに対する彼の関心は、西が指摘しているフロイトの影響に回収しきれないのではないか¹¹⁾。

9) 戦間期から戦後初期の国際関係論を見わたして、そこにアウグスティヌスの広範な影響を認めた研究として、Roger I. Epp, "Power Politics and the *Civitas Terrena*: The Augustinian Sources of Anglo-American Thought in International Relations," Ph.D. dissertation, Queen's University, 1990. 同論文で取りあげられるのは、ニーバー (Reinhold Niebuhr)、バターフィールド (Herbert Butterfield)、ワイト (Martin Wight) だが、前掲の Guilhot, *After the Enlightenment* は、モーゲンソー他の理論家にも彼らと同等かそれ以上にアウグスティヌスの影響があった様子を描いている。

10) たとえば、ジョン・ガネル『アメリカ政治理論の系譜』中谷義和訳、ミネルヴァ書房、2001年、特に第7章以降。

11) たとえば、モーゲンソーの秩序論においては権力・道義・国益の配役が局面に応じて変わるという主張(199頁以下)なども、此岸での完成を望みえないアウグスティヌス的な人間像を背景に据えることで、より説得力を増すように思われる。道義的情念は非合理的行動を導く。それはなぜかと言えば、ナショナリズムの到来で各国が道徳的至高性を主張するようになったからである。実際は権力衝動で動いている自らの行動を——人間に達しえようもない——普遍的道德律に基づくものだと説く傲慢を、各ネイションは冒すようになった (Guilhot, *After the Enlightenment*, esp. ch.2)。罪に塗れた人間は、集団を生き、そこに秩序をもたらそうとする中であって、権力の問題を除き去ることはできない。道義にしても国益にしても、常に不十分なばかりか非合理性を覆い隠し増幅させずらす。ただ、それだけに、力を抑制する枠組みとしてこれらの要素に期待される度合いは状況に応じて変化する。こう考えるなら、初版でも道義や国益は権力を制御するのに「必ずしも頼りにならない」(205頁) 方途であったこと、その初版の記述が第二版以降も変わらず残され

2 カーをどの文脈に位置づけるべきか

このような視座に立つとより大きな問題となるのが、本書で「補論」(13頁)に置かれているカーの位置づけである。モーゲンソーは確かに、法学徒としての経歴を有した。対するカーの場合、そうした背景はない。そのカーが法律論の潮流を自らの議論の主たる前提に据えていたというのは、にわかには想像がしがたい¹²⁾。にも拘わらず、彼が当時の法学的な議論にも西が示していると

ていたこと(206頁)の説明も含め、モーゲンソーの議論の「不整合を含む複合的構造」(207頁)それ自体は、一貫していたと言えるのかもしれない。なお、日本語で書かれたものとして本書以外では唯一の体系的なモーゲンソー研究書において、彼の思想の一貫性を保つ要素として著者の宮下豊が見いだしているのも、「歴史的变化や人間の都合に左右されず、またすべての人間が無条件に服しなければならない絶対的な道德秩序が存在するという一種の信仰」である(宮下豊『ハンス・J・モーゲンソーの国際政治思想』大学教育出版、2012年、14頁)。同じ宮下は亡命前後の差異も強調しているが、その中において、1930年代のモーゲンソーは敢えて権力概念を避けようとしており、フロイトの受容も力への衝動ではなく威信を追い求める自己主張欲求を強調するためのものだったと論じている(同書第1章)。と同時に、動的紛争論にしても、法学の課題を限定したケルゼンに倣って、後に撤回したとされている(同書第2章)。これらの点について、西は何かしら応答を為す必要があるだろう。

モーゲンソーたちは法万能主義を否定して〈国際政治学的思考〉を導出したのではないと、西は説く。実のところこのテーゼも、以上のような一連の思想的問題群を土台として、同時代人が既に提示していたものであった。『ユートピア以後』で西洋の政治思想的伝統が没落していることを嘆いたシュクラール(Judith N. Shklar)は、その名も『リーガリズム』と題された書で、モーゲンソー(とケナン(George F. Kennan))の思惟様式をこう非難していた。「今日、アメリカの現実主義者は、決してファシストの卵ではない。それどころか、彼らはすべて、絶望している自由主義者なのである。彼らは、政治に関するひとつの中心的本質的な概念を熱望するかもしれないが、充分な代償を支払ってまでそうするわけではない。それ故、彼らは、権力の観念を拡張することによって、この観念を和らげるのである。権力とは、たんなる闘争における勝利ではない。それは、むしろ、ひとつの普遍的な人間の衝動、つまり支配しようとする衝動(*libido dominandi*)である。これがまさしく、常々、原罪と呼ばれてきているものに他ならない。この場合の難点は、普遍的な人間の性質というものは、無数の仕方と状況で現れうるということである。それは、考えるどのような人間関係にも現れることができる。もしこれが権力に他ならないならば、その場合、政治を定義する概念そのものとしての権力の有効性はなくなってしまう。このことによって、政治を区分しようとする努力が失敗すること、しかも、法や道德についての類似の定義とまさしく同一の仕方と失敗することが示されている。……重要なことは、現実主義が、政治的リーガリズム、正義の政策の最もがんこな偏見を強化するのに役立つということである」。J・N・シュクラール『リーガリズム——法と道德・政治』田中成明訳、岩波書店、1981年、190頁～191頁、強調は原文。同じ論点に着目して古典的現実主義者を扱った文献は、今日の研究にも見られる。彼らのケルゼン批判が、法実証主義それ自体ではなく彼に残る自然法論的な価値前提へ向けられていたとする議論として、William E. Scheuerman, “Realism and the Kantian Tradition: A Revisionist Account,” *International Relations* 26-4, 2012, esp.460ff.

- 12) この点、国際法学と国際政治学の連続性を焦点に戦間期思想史を描くのであれば、西がとりあげるべき対象としてより適切なのは、ハーツ(John H. Herz)やウォルファーズ(Arnold J. Wolfers)だったのではないか。両者はともに戦間期のドイツで法学者として研究者としての経歴を開始しており、前者はケルゼンの最初の指導学生でもあった。ただし、特にハーツについては、どこまでケルゼンの道に沿った人物だったかがやはり解釈上の一大争点である。同一の論文集に収められた次のふたつの論文を比較されたい。Peter M.R. Stirk, “International Law, Émigrés, and the Foundation of International Relations,” and William E. Scheuerman, “Professor Kelsen’s Amazing Disappearing Act,” in Felix Rösch ed., *Émigré Scholars and*

おり踏み込んでいたのだとすれば、やはりその後景により大きな思想史的観点が横たわっていたからではないか。法学的な議論それ自体も重要ではあったかもしれない。ただ、それ以上にそれが体现しているものこそが重要だった、という可能性もあるはずである。

カーが論敵としたとされる「理想主義者」たちには、法学上の議論に踏み入っている者もいた¹³⁾。ただ、彼らも少なくとも大半は、法学者ではなかった。その意味でも西は、理想主義対現実主義という枠組みに触れる必要がなかったのだろう。けれども、それだけに、カーが法学上の議論にもいくらか口を挟まなければならなかったとすれば、それは自身の関心からというより、批判すべき思潮の一派にそうした議論が含まれていたからではないのだろうか。つまり、批判者と同じ土壌に立つ必要があったために、カーは法学的議論にも手を伸ばしたのであって、それ自体が目的だったわけではないのではないか。その批判すべき思潮と既に論争を広げていた動態的紛争論は、そうしたカーにとって、ちょうど手頃な論理だったという可能性もありうるのである。

おわりに

結局のところ、モーゲンソーにしてもカーにしても、どの程度まで職業的な国際政治学者だったと言えるのだろうか。モーゲンソーの場合は、自覚的にこの役割を引き受けていた面もあった。しかし、その彼にしても、より広く政治理論の研究者として見る方が妥当だとも言う。カーに至っては、後年、国際政治学者であるまいとすら自覚的に意図したのであり、知的生涯を通じて、歴史学の方こそを本領とした。両者がとにかく一定の期間にわたり同時代の国際社会を論じはしていたとして、そこで彼らの思想的問題意識の全体が語られていたのだろうか。彼らが国際政治学について多くを語ったこと自体は間違いがない。そうした言説の連なりからひとつの思想史を描くという試み自体がその妥当性を否定されるわけではない。ただ、その場合にも、ではその国際政治学についての思索が彼らの思想体系全体の中でどういう位置を占めていたかを問うことは、やはり欠かすことができないだろう¹⁴⁾。

the Genesis of International Relations, Palgrave Macmillan, 2014, 61-80 and 81-102 respectively.

- 13) 国際政治学における理想主義者復権のなかでは彼らの法律論も検討に付されてきたところだが、本書でこれらの業績が閑却されていることは付言しておきたい。たとえば、Casper Sylvest, *British Liberal Internationalism, 1880-1930: Making Progress?*, Manchester University Press, 2009. なお、国際社会における紛争解決の問題が国内労働争議に関する議論の延長で論じられていた面も、西は強調している。そうした労働問題をめぐる議論は、労働黨員でもあったエンジェル (Norman Angell) やウルフ (Leonard S. Woolf) が高い関心を持って展開したものであった。この点をめぐる先行研究も、西は視界から外している。たとえば、Lucian M. Ashworth, *International Relations and the Labour Party: Intellectuals and Policy Making from 1918-1945*, I. B. Tauris, 2007. これら研究の知見は、本稿で展開している論評を覆して、法学上の議論こそが見るべき文脈であるという西の主張の妥当性を高めるのに資するかもしれない。
- 14) 関連して問題となるのが、西の議論中、カーとモーゲンソーとは同じ次元において思想史を画しているのかである。モーゲンソーについては、動態的紛争論および労働法学の知見を受け継ぎつつも権力衝動に目を付けたところに、既存の法思想からの一段階の発展がある様子を見てとることができる。しかし、他方のカーについては、既存の法思想をほとんどそのまま継受した人物とも読める。先行研究ではカーについても――

（国際）法学史の文脈にモーゲンソーやカー、さらに〈国際政治学的思考〉一般の淵源を見る西の議論それ自体は、精緻で説得力がある。西自身も、こうした文脈だけが〈国際政治学的思考〉を導いた唯一の文脈だなどと主張しているわけではない。本書の主たる功績は、これまで見過ごされてきた〈国際法学的思考〉と〈国際政治学的思考〉との不／連続性をめぐって、その内実に光をあてたところにあるのだろう。

ただ、そのうえで、この法思想史の文脈自体をさらに文脈づける作業は、両者の繋がりを探るうえでさらに進まれていい道であるように思われる。国際政治学の研究者たちが、モーゲンソーらの知的源泉のひとつに戦間期法学の存在を認めつつ、しかしその流れの中に彼らの思想を位置づけてこなかったというのはそのとおりだろう。他方、その国際政治学者たちは、従来の国際政治学史を超えたより広い知性史の中に、モーゲンソー他の思想家らを位置づけようとはしてきた。そうして、理想主義にも現実主義的な要素があったという、旧来的な枠組みを修正しつつ維持するような議論の組み立て方を退けてきたのであり、そもそもこれらの枠組みを取り払うところにより妥当な文脈を見出そうと試みてきたのだった。そうした流れに照らした場合、〈国際法学的思考〉から〈国際法学的思考〉へというテーゼは、— おそらくは西自身の意図に反して — 理想主義から現実主義へという旧来の型へ逆戻りするものであるとも捉えてしまう。

モーゲンソーたちが法学史の流れに据えなおされたとして、その流れ全体もまた、より広い思想史の中に位置づけられてよいのではないか。そこにおいてこそ、〈国際法学的思考〉と〈国際政治学的思考〉の対話も、より盤石な土台のうえで為されうるように思われる¹⁵⁾。

著者も引いているシュット (Robert Schuett) などによって — フロイトの影響が指摘されているが、本書がそうした解釈に言及していないのもいささか奇妙である。「補論」であるカーをめぐるのは、国際法思想史の連続性を示す方により大きな比重が置かれているということなのだろうか。ただ、仮にそうなのだとしたら、やはりカーをモーゲンソーと同列に配するのは適切ではないだろう。カーを賞賛したモーゲンソーは、道徳論的基礎が不明瞭であるがゆえに逆説的にも相対主義的な権力政治観に陥っているとして、彼のことをヴィルトゥナキマキアヴェツリと呼んでもいた。Hans Morgenthau, “The Political Science of E. H. Carr,” *World Politics* 1-1, 1948, 127-34. ここに立ち昇ってくるのは、〈国際法学的思考〉と〈国際政治学的思考〉という語のあいだに西がどれだけ強い区分を置いているのかという問題である。重要なのはあくまで連続性であって両者の区分はそれを示すための道具立てなのか、あるいは切れている点も同程度に重要なのか。もちろん両方ではあるだろう。ただ、その度合いは明示されていないように思われる。西が射程外としている — そして国際政治学が本格的に独立の領域として展開されていく — 戦後と目下扱われている時期とが断絶している可能性を考慮に入れた場合、この点はさらに論争的なものとなるだろう。最終的に問題は、便宜上であれこうした区分を置くべきなのかという点に至りつくのかもしれない。改めて述べれば、これこそ本稿が浮かびあがらせようと努めてきた主要な論点である。

- 15) 法学の議論には立ち入らないとした本稿の射程を超えるが、戦間期ヨーロッパの国際法論と日本の国際法論との関連性についても、この観点から思索する余地はあるのかもしれない。「法と力」の問題に取り組むことで紡いできた理論的伝統に — 「左派リアリズム」とも呼ばれるべき日本国際法学の伝統に — 明確な思想史的位置づけを与え、ことも西の目的だとして (296頁)、この影響ないし共鳴の関係がどう可能になっていったのかも問われてよいと思われるが、学問の区分自体が時間と場所を超えて普遍的なものでない以上、その際にはやはり、個々の領域に分化された各学知をひとまとめに包み込むような思想史的文脈を見る必要が生じるのではないか。